

## 指定管理者が行う修繕工事について

### 1 指定管理者が行う修繕工事について

指定管理者は、各修繕について、工法の検討、見積り、発注及び代金支払（工事の場合は執行から監理及び検査を含む。）まで一切を行い、その経費の執行状況について、毎月、県に報告を行う。

#### (1) 計画修繕

経年的な消耗劣化に伴う危険防止や設備の保持を考慮して、年次計画により行う修繕（屋上防水、外壁改修、鉄部塗装、設備改修など）

#### (2) 特定修繕

法令に基づき義務的に実施する工事又は管理上必要とされる修繕（火災報知機設置など）

#### (3) 緊急修繕

緊急対応を要する修繕

#### (4) その他

募集計画等に基づき行う空家修繕や、建替えの仮移転に伴う建替修繕など

#### ○ 令和4～6年度の計画修繕と緊急修繕の実績について

	管理戸数		計画修繕棟数		緊急修繕件数	
		割合		割合		割合
横浜等地域	30,344戸	68.4%	102棟	86.4%	21,411件	69.5%
川崎地域	4,107戸	9.3%	2棟	1.7%	1,722件	5.6%
相模原等地域	4,725戸	10.7%	10棟	8.5%	4,252件	13.8%
横須賀三浦地域	5,166戸	11.6%	4棟	3.4%	3,421件	11.1%
合計	44,342戸	100.0%	118棟	100.0%	30,806件	100.0%

### 2 修繕工事の発注方法について

屋上防水や外壁改修など、国費を充当する工事については、仕様書に基づいて、条件付き一般競争入札により発注を行っている。

一方、県費のみを財源とする工事については、費用が50万円を超えるものは、仕様書に基づいて、事前に県との協議が必要になるが、条件付き一般競争入札による発注は求めている。

そこで、次期指定管理では、発注の透明性を確保するため、県費のみを財源とする工事についても、一定金額以上のものについては、条件付き一般競争入札による発注を行うように改める。